

1. 件名:「日立造船(株) 特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【7】」

2. 日時: 令和4年3月17日 15時30分～17時00分

3. 場所: 原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

松野上席安全審査官、石井主任安全審査官

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官

日立造船株式会社

機械・インフラ事業本部 原子力機器事業推進室 主席技師 他1名※及び担当者4名

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの設計の型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

- 臨界防止機能の評価において、減速材(水)がキャスク内に偏在することなく均一に排出できる構造であることを、管路内の水流の評価方法を適用した計算評価に基づき示すとしていることについては、バスケットプレートの構造特性等を踏まえて、評価方法の適用性や計算諸元の妥当性を整理して説明すること。
- 除熱機能の評価に用いる伝熱解析コード(ABAQUS)については、その適用性を、本申請の特定兼用キャスクとABAQUSコードの解析機能の検証に用いた定常伝熱試験用供試体との伝熱形態の比較等を踏まえて説明すること。

(3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、日立造船から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和3年10月6日 第36回原子力規制委員会 配付資料1)を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料:

資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について(第十六条関連)

資料1-2 遮蔽機能に関する説明資料

資料1-3 臨界防止機能に関する説明資料

以上